

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について (学校再開の対応について)

令和2年5月21日
宮崎県教育委員会

今回の学校再開にあたっては、次のとおり対応します。

◎ 今後の対応

全ての県立学校における教育活動を5月25日（月）から再開する。
教育活動については、「宮崎県立学校における新しい生活様式」の実践を通して、最大限に児童生徒等の「学びの保障」に努めること。

(1) 学習指導等

① 教育課程の工夫等による授業時間の確保

臨時休業に伴い生じた学習の遅れに対応するため、授業時数の確保につとめること。その対応については、学校行事等の見直し、夏休みや冬休みといった長期休業期間や土曜日を授業日に設定するなど、教育課程の工夫を行い時間の確保に努めること。また、教育課程を変更する際は、速やかに児童生徒及び保護者へ周知を図ること。

② 感染防止対策を講じても感染の可能性が高い学習活動への対応

再開後の学校の学習活動については「宮崎県立学校における新しい生活様式」において示している感染防止対策を講じた上で行うこと。その際、感染防止対策を講じても感染の可能性が高い学習活動の実施については、教室等の環境や児童生徒等の人数によっては、実施が制限される可能性もあることから、その場合は、各教科等の指導計画や指導方法等の見直しを行い、必要な措置を講じること。

<感染の可能性が高い学習活動例>

- 教科指導等における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
- 教科指導等における実習や実験
- 教科指導等における児童生徒が組み合ったり接触したりする場面が多い運動
- 児童生徒が密集して長時間活動する学習活動や学校行事

③ 今後の臨時休業における学習活動への備え

新型コロナウイルス感染症については、学校における感染症拡大のリスクがなくなくなるものではなく、今後も社会全体が長期間にわたり、この新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならないという認識に立ちつつ、子供たちの健やかな学びを保障することが必要となる。そのため、各学校においては、教育課程の工夫・検討による今後の授業時数の確保とともに、今後の臨時休業における学習活動のあり方についても検討し備えておくこと。

なお、I C Tの活用による学びの保障については、新たに臨時休業となった場合でも学びを継続できる体制を整えるために、現在、国の事業等を活用しながら、学校 I C T環境の整備を進めているところである。整備等の詳細については、改めて連絡するが、各学校ごとに、家庭や学校にあるあらゆる機器や環境を最大限に活用した可能な対応について検討を進めること。

(2) 学校・家庭での健康管理

- 新型コロナウイルス感染予防については全職員で共通理解したうえで適切に対応すること。
- 保護者等と連携した、検温及び健康観察シート等を活用した児童生徒等の健康管理を行うこと。なお、登校前に確認できなかった児童生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状（発熱、鼻水、咳、倦怠感等）の健康観察を行うこと。
- 保護者等に対して、下記の事項について周知すること。
 - ・ 児童生徒等に風邪症状がある場合は、症状がなくなるまで自宅で休養させること。その場合、欠席扱いにはならないこと。
 - ・ 上記の症状以外でも、出席させることに不安がある場合は学校へ相談すること。

(3) 部活動（別紙①②参照）

- 感染防止策をとった上で再開できることとする。

(4) 新たな感染が発生した場合

- ① **学校関係者（児童生徒等・教職員）に感染者が発生した場合**
感染者の陽性が判明した日から陰性に転じる日までは出席停止等とする。臨時休業については、福祉保健部局及び学校医等と相談の上、当該感染者の症状の有無や地域における感染拡大の状況等を総合的に判断し、県教育委員会と校長で協議して決定する。
- ② **感染者と濃厚接触のある学校関係者（児童生徒等・教職員）が発生した場合**
感染者の陽性が判明した日から14日間を目安に経過観察とし、出席停止等とする。
- ③ **学校関係者以外の感染者が発生した場合**
本県において、感染者の急激な増加や感染経路が不明な感染者が増加した場合に、感染地域周辺の学校については臨時休業とする場合がある。

(5) その他

- 学校再開にあたっては、令和2年5月13日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡（別添写し）「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&Aの送付について」及び令和2年5月15日付け文部科学省初等中等教育局長通知（別添写し）「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性について」を参照し、学校再開に係る留意事項等を確認の上、適宜対応すること。
- 上記の対応は令和2年5月21日時点のものであり、今後の国の動向や県内の感染状況等によっては、対応の変更の可能性もある。その際は、改めて連絡を行う。

(別紙①)

運動部活動の留意事項について

部活動における新型コロナウイルス感染を予防するため、以下の内容を、全部活動顧問で共通理解したうえで適切に対応すること。

※ 令和2年5月13日付け 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡

「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A」の間49から間52を参照すること。

【令和2年5月25日（月）から5月31日（日）まで】

- ア 活動は平日のみとし、少なくとも1日以上 of 休養日を設定すること。また、1回の活動時間は更衣、準備、片付け等を含めて2時間以内とすること。
- イ 活動場所は、校内とするが、通常の活動場所として学校が管理している施設については可とする。
- ウ 身体接触を伴う活動は行わないこと。
- エ 県内外の他校との交流（合同練習や対外試合、合宿等）は実施しないこと。
- オ 3年生に配慮した活動等に関して、上記のアからエに係る相談がある場合には、高校教育課に連絡すること。

【令和2年6月1日（月）以降】

- ア 「宮崎県運動部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針」に沿って、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上 of 休養日を設定すること。また、1日の活動時間は平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度とすること。
- イ 活動場所は県内であれば特に制限は行わない。ただし、移動を伴う場合は3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が発生しないように配慮すること。
- ウ 身体接触を伴う活動は当面の間行わないこと。
 - ※ スポーツ庁や各競技団体等の通知やガイドラインをもとに段階的な対応を今後通知する予定である。
- エ 県内外の他校との交流（合同練習や対外試合、合宿等）は当面の間実施しないこと。
 - ※ 施設が限られる競技や人数不足により日頃から合同で練習している場合は、複数校での活動ができるものとする。
 - ※ 6月20日（土）以降は宿泊の伴わない県内学校との交流（合同練習や対外試合）は可とする方向で検討しており、6月上旬には、通知する予定である。

(別紙②)

文化部活動の留意事項について

部活動における新型コロナウイルス感染を予防するため、以下の内容を、全部活動顧問で共通理解したうえで適切に対応すること。

※ 令和2年5月13日付け 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡

「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A」の間49から間52を参照すること。

【令和2年5月25日（月）から5月31日（日）まで】

- ア 活動は平日のみとし、少なくとも1日以上 of 休養日を設定すること。また、1回の活動時間は更衣、準備、片付け等を含めて2時間以内とすること。
- イ 活動場所は、校内とするが、通常の活動場所として学校が管理している施設については可とする。
- ウ 身体接触を伴う活動は行わないこと。
- エ 県内外の他校との交流（合同練習や対外試合、合宿等）は実施しないこと。
- オ 3年生に配慮した活動等に関して、上記のアからエに係る相談がある場合には、高校教育課に連絡すること。

【令和2年6月1日（月）以降】

- ア 「宮崎県文化部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針」に沿って、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上 of 休養日を設定すること。また、1日の活動時間は平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度とすること。
- イ 活動場所は県内であれば特に制限は行わない。ただし、移動を伴う場合は3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が発生しないように配慮すること。
- ウ 身体接触を伴う活動は当面の間行わないこと。
 - ※ 文化庁や文化部活動に関わる各分野の関係団体等の通知やガイドラインをもとに段階的な対応を今後通知する予定である。
- エ 県内外の他校との交流（合同練習や対外試合、合宿等）は当面の間実施しないこと。
 - ※ 人数不足等により日頃から合同で練習している場合は、複数校での活動ができるものとする。
 - ※ 6月20日（土）以降は宿泊の伴わない県内学校との交流（合同練習や対外試合）は可とする方向で検討しており、6月上旬には、通知する予定である。

《具体的な留意事項》

- 1 3つの条件が重ならないよう実施内容の方法を工夫すること。
 - ・ 一度に大人数が集まって密集するような活動とならないよう配慮すること。
 - ・ 屋内での活動については、こまめな換気に努めること。
 - ・ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えること。
- 2 練習前の健康状態（検温、発熱等の風邪症状の有無等）を確認し、生徒に発熱等の風邪症状が見られるときは、部活動の参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- 3 一斉臨時休業期間において、運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分に留意すること。
- 4 部室等の利用にあたっては、短時間での利用としたり一斉に利用しないなどに留意するように指導すること。
- 5 活動中は細めに生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させること。また、マスクを携行し、場面に応じて、マスクを着用すること。
- 6 部活動で使用する用具や物品の共用を出来るだけ避けること。共用を避けるのが難しいものについては、使用後手洗いをするように指導するとともに使用した用具や物品については消毒を行うこと。
- 7 補食や水分補給の際には、他人との距離に配慮するとともに、タオル、コップ等の共用を避けること。
- 8 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師等が部活動の実施状況を把握すること。
- 9 感染症防止対策が十分にとれない場合は、部活動の実施を見合わせることに。

※ 県内外の感染状況によっては対応を見直すこともあり得る。

《具体的な留意事項》

- 1 3つの条件が重ならないよう実施内容の方法を工夫すること。
 - ・ 一度に大人数が集まって密集するような活動とならないよう配慮すること。
 - ・ 屋内での活動については、こまめな換気に努めること。
 - ・ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えること。
- 2 練習前の健康状態（検温、発熱等の風邪症状の有無等）を確認し、生徒に発熱等の風邪症状が見られるときは、部活動の参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- 3 生徒の体力の状況等を確認しながら、段階的な練習計画を立てて実施すること。
- 4 唾液の飛沫による感染に注意すること。例えば、吹奏楽・合唱・演劇・郷土芸能では、楽器等について適切な唾液の処理を行うこと。また、円形や向かい合っでの発声練習等を行わないこと。
- 5 器具や備品等の衛生管理を随時行うこと。例えば、放送では、マイクをその都度消毒すること。また、茶道では、作法や所作を中心に練習し、点てたお茶を他人に提供しないこと。
- 6 窓を閉めて行う書道のような活動においては、こまめに換気を行うとともに、生徒間の間隔を十分にとること。
- 7 補食や水分補給の際には、他人との距離に配慮するとともに、タオル、コップ等の共用を避けること。
- 8 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師等が部活動の実施状況を把握すること。
- 9 感染症防止対策が十分にとれない場合は、部活動の実施を見合わせること。

※ 県内外の感染状況によっては対応を見直すこともあり得る。

(別紙①)

宮崎県立学校における新しい生活様式

5月25日からの学校再開に向けて、国が示した「新しい生活様式」を参考に「宮崎県立学校における新しい生活様式」を作成しました。

各学校においては、感染拡大防止策として、実践が徹底できるよう準備等をお願いします。

1 登下校等の対策

(1) 家庭と連携した検温及び健康観察シート等を活用した健康管理を行う。

登校前に確認できなかった児童生徒等は、登校後に必ず保健室で検温を行う。

(2) 登下校では、症状がなくてもマスクを着用する。

授業における手作りマスクの製作など入手が困難な児童生徒等への対応を図る。

(3) 登下校直後の手洗いをを行う。

登校後、帰宅後は30秒程度かけて水と石けんで手を洗うよう指導する。

2 授業等の対策

(1) 校内では、症状がなくてもマスクを着用する。

授業における手作りマスクの製作など入手が困難な児童生徒等への対応を図る。

(2) 教室の換気をこまめに行う。

休み時間以外に、授業中も定期的に行う。

(3) 毎時間の授業開始時に健康観察を行う。

教科担任が児童生徒等の健康観察を行い、授業を開始する。

(4) 活動時における児童生徒等の身体的距離の確保を行う。

教室内の座席や集会等の整列時など可能な限り間隔を空ける。

(5) 児童生徒等が対面とならないような形で活動を行う。

授業や昼食時には対面となるような活動等を避ける。

3 放課後・部活動等の対策

(1) 部活動を除く、放課後の不要不急の活動等については極力控える。

実施する場合は、授業等の対策と同様に感染拡大防止策を徹底し、長時間の活動は行わない。

(2) 部活動の開始前には、健康観察を行う。

部顧問が児童生徒等の健康観察を行い、部活動を開始する。